

鹿屋市PCR検査費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市PCR検査費用助成事業実施要綱（令和3年鹿屋市告示第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。